

宮津市立栗田小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
宮津市立栗田小学校

1 はじめに

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」、また「いじめは、人権侵害であり、いじめは人間として絶対に許されないという意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように宮津市立栗田小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの防止等の組織・基本姿勢

- (1) いじめの防止等に関する取組を実効的に行うために、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、校務分掌表にも位置付ける。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」の構成員は校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、人権主任、学年主任とし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
- (3) 「いじめ防止対策委員会」は毎月第1水曜日に開催する。なお、緊急の場合はこの限りではない。
- (4) いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。
 - ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
 - ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
 - ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童同士、児童と教職員をはじめとする校内における好ましい人間関係の構築
 - ④いじめの早期発見のために、アンケートや情報の収集
 - ⑤被害児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と連携協力し早期解決

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 基本的な考え方

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組むとともに、教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳科の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らない顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

(2) いじめの未然防止のための取組

- ① 「栗田学院」内における幼・小・中での連携と情報の共有
- ② 「栗田学院」内におけるステージ部会や教育実践部会等での一貫した取組と指導
- ③ 分かりやすく規律ある授業の推進
- ④ 自己有用感をはぐくむ取組や、豊かな心をはぐくむ取組の推進
- ⑤ SNS を利用した「ネットいじめ」や、学校内外のいじめについて理解を深める取組の推進

(3) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進

- ①一人一人が活躍できる学習活動
- ②人との関わり方を身に付けるための教育活動
- ③人とつながる喜びを味わう体験活動



4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を検討

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全ての教職員が児童の様子を見取り、日常的な観察をていねいに行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い人権感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②まず、気付いたことを必ず伝えられる教員に伝え、絶対に一人で抱え込まないことが重要である。気になる児童がいる場合には職員会議等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談」や「定期教育相談週間」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④児童に「いじめ等に関するアンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめのない学校づくりをめざす。
- ⑤学校基本方針が適切に機能しているか点検するとともにPDCAサイクルに沿った検証と見直しを行う。
- ⑥月の最終週に教師と児童の面談（トークタイム）を設定する。児童の実態把握を行い、生徒指導主任に報告し、生徒指導主任はいじめ防止委員会で報告し、職員間で共通を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決の実施。

- ①いじめ問題を発見したときには、担任だけで抱え込むことなく、校内いじめ防止対策委員会等で対応を協議し、教職員全員で的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害児童の身の安全を最優先に考え、加害児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

※当該児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門の知識を有する者と連携を取り指導を行う。



(3) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場合でその行為をやめさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有する。
- ③「いじめ防止対策委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、

加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、宮津市教育委員会に報告する。

- ④被害児童、その保護者への支援を優先的に行う。
- ⑤加害児童への指導を行うとともに、保護者によりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ⑥児童の生命、身体、又は、財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察等との連携を図る。
- ⑦いじめが起きた集団に対しても自分の問題として、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ①ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- ②ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ③情報モラル教育を推進する。



(5) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決をしない。

5. 重大事態への対処

- (1) 重大事態とは、「ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」 「イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」 なお、「相当期間」とは、年間30日を目安とするが、事案により迅速に対応することが必要である。
- (2) 重大事態が発生した際、法に沿って迅速な対応がとることができるように、日頃から児童の見取りや事象の記録、いじめ防止対策委員会での情報共有などを行う。
- (3) 重大事態が発生した場合は、直ちに宮津市教育委員会に報告し、調査等を実施する。学校が調査を行う場合は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京都府・宮津市におけるいじめ防止におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめ防止対策委員会を中心に被害児童・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- (4) 学校で行う調査の状況については、必要に応じて被害児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- (5) 調査結果を踏まえ、該当重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。
- (6) 調査結果を宮津市教育委員会に報告する。

6. 関係機関との連携

(1) 地域・家庭との連携の推進

- ①宮津市立栗田小学校 PTA との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- ②いじめ防止等に関する基本方針の周知のため、学校便りやホームページ等を積極的に活用する。

(2) 地域・家庭との連携の推進

- ①警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。
- ②学校評議委員会や民生児童委員等に働きかけながら地域との連携・協働を進める。



栗田学院

自ら学びに向かう子ども達